

金光大阪中学校・高等学校

いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月 1 日策定

平成 27 年 4 月 1 日一部改訂

平成 28 年 4 月 1 日一部改訂

平成 29 年 4 月 1 日一部改訂

平成 30 年 4 月 1 日一部改訂

1. いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき、本校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応についての基本的な考え方や、具体的な対応等について定めるものである。

2. 基本理念

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけ、子どもの健全な成長に影響を及ぼし生命をも奪いかねない、まさに人権に関わる重要な問題である。

全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのために、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要である。本校では、開校以来金光教の御教えに基づき「すべての人に与えられている個性を生かす教育の場を願う」という建学の精神を掲げ、いじめのない「人間平等」「個性尊重」「心を育てる」教育を実践している。

この理念に基づき、ここにいじめ防止の基本方針を定める。

3. いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、いじめ防止対策推進法第 2 条をふまえ、次の通り定義する。

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団から無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ◇ ひどく殴られたり、蹴られたり、プロレス技をかけられたりする。

- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等
- ※ これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談、通報し警察と連携した対応を取る。

4. いじめ防止の基本的な考え方

いじめの問題に取り組むにあたっては、本校の生徒実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員および関係者の認識の共有と徹底を図る。

(1) いじめの問題への共通認識

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、重大で全ての生徒に関係する問題であることを認識する。

- ㊦ いじめは、いじめを受ける人間にも責任があるとか、いじめを受けることによって人間的成長があるといったような、誤った認識を是正する。
- ㊧ いじめは絶対許されないと毅然とした態度で、いじめを受けている生徒の立場に立って指導する。
- ㊨ いじめ問題への対応は、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題であり、生徒一人ひとりの個性に応じた指導の徹底や生徒自らいじめを無くそうとする態度を身につけるなど望ましい集団を目指す。

(2) いじめ問題への対応

- ㊦ いじめ防止については、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指す。
- ㊧ いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むことなく学校が一丸となって対応する。
- ㊨ いじめの中には、警察等の外部機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して、家庭と十分な連携をとりながら取り組む。
- ㊩ いじめ解消の定義として、＜加害行為がなくなっている状態が3ヶ月継続し、被害者が心身の苦痛を感じていないこと＞を一応の判断とする。しかし、その後も注意深く見守り続ける。

5. いじめ防止対策推進委員会

<構成員>

委員長・・・学校長

委員会・・・副校長・教頭・教頭補佐・分掌長・各学年部長・人権委員長・養護教諭
 カウンセリング主担・(スクールカウンセラー)

※ 校長は必要に応じて本校の教職員及び心理、福祉等の専門家、その他関係者を本委員会に加

えることができる。

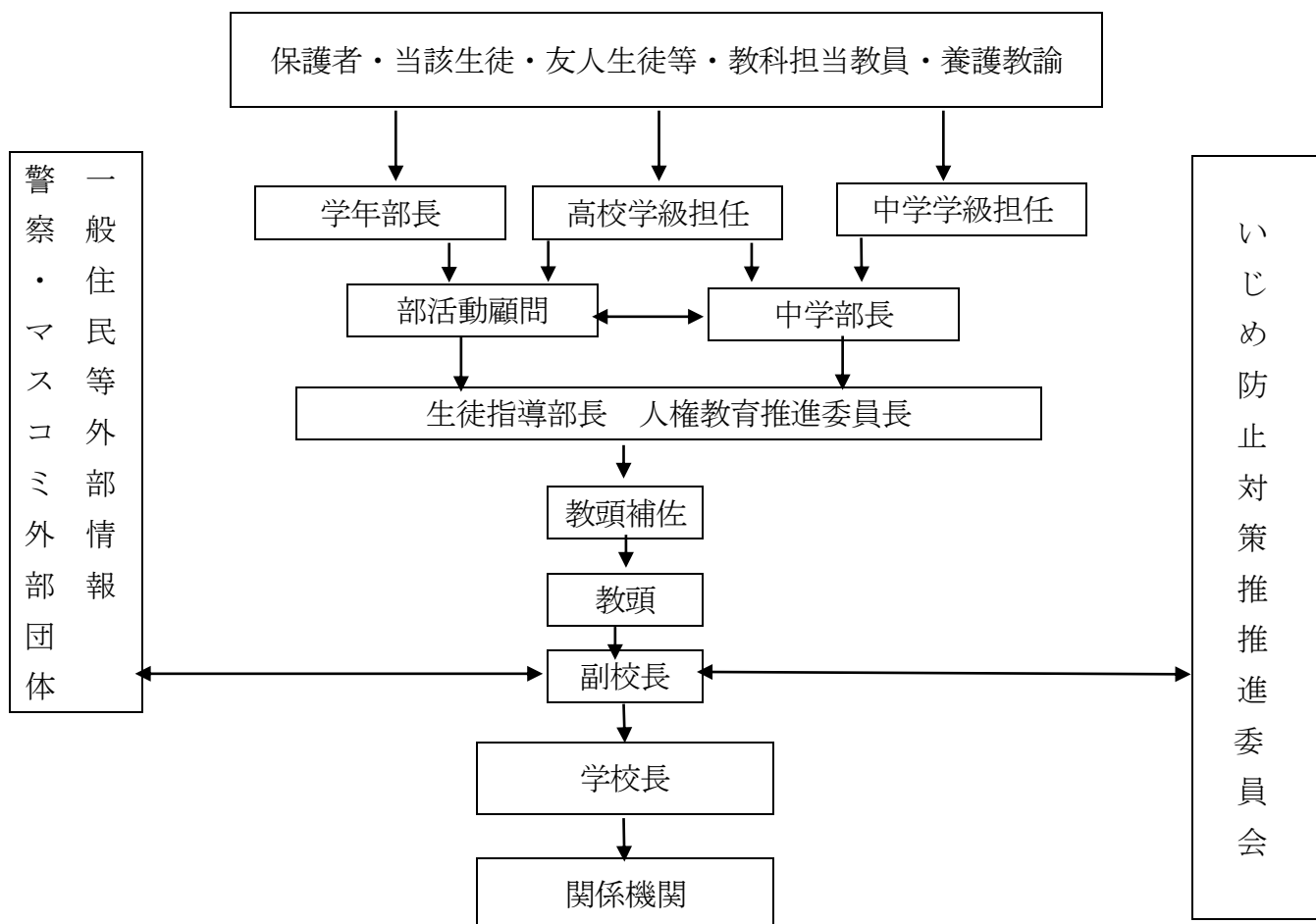
(役割)

- ① いじめの早期発見に関すること (アンケート調査、教育相談等)
- ② いじめ防止に関すること
- ③ いじめの事案に対する対応に関すること
- ④ いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する生徒理解を深めること

(開催)

月1回定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

6. いじめ防止・対応の流れ



7. 取り組み

本校では、いじめに対して、3つのポイントを遵守する。

- ① いじめの予防に努め新入生オリエンテーションやホームルーム・アンケート・全校集会で、生徒の啓発に重きを置き、いじめの未然防止を目指す。
- ② 二者・三者懇談や教科担当と情報交換を密にし、いじめの芽を早期発見し、指導解決を目指す。担当者はいじめに発展しうる事象を抱え込んでしまうのではなく、些細な事でも報告を怠ることなく対処する。
- ③ 不幸にして、いじめの重大事案が起こった場合には、速やかに委員会を中心に学校を挙げて対

処し、場合に応じて外部団体との連絡を密にしていく。

委員会より関係教員を中心に、調査組織を結成し、事実関係を明確にするための調査を実施する。その後、関係機関へ報告。加害、被害生徒及びその保護者に対して、調査結果を踏まえた必要な措置を実施する。

※ インターネットを通じて行われるいじめ対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度な拡大、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

8. いじめ防止年間計画（高校）

	高校1年	高校2年	高校3年
4月	担任・生徒の二者懇談による情報収集		
5月			
6月	第1回いじめ防止 LHR DVD視聴「いじめ14歳のメッセージ」 第1回「学校生活アンケート」実施	第1回いじめ防止 LHR ① 前回実施アンケート結果と感想文 ② これもいじめ？部活の指導伝統 第1回「学校生活アンケート」実施	第1回いじめ防止 LHR ① 前回実施アンケート結果と感想文 ② 怒りをコントロールする 第1回「学校生活アンケート」
7月			
8月			
9月			
10月	第2回いじめ防止 LHR ① 前回実施アンケート結果 ② いじめられるには理由がある？ 第2回「学校生活アンケート」実施	第2回いじめ防止 LHR ① 前回実施アンケート結果と感想文 ② サイトに悪口書いたら、書かれた 第2回「学校生活アンケート」実施	第2回いじめ防止 LHR ① 前回実施アンケート結果と感想文 ② やさしい心が一番だよ 第2回「学校生活アンケート」実施 年度末アンケート実施（生徒対象）
11月			
12月	「いじめ防止」についての研修会アンケート実施（教職員対象）		
1月	第3回いじめ防止 LHR ① 前回実施アンケート結果と感想文 ② なぜいじめられるの？ 第3回「学校生活アンケート」実施 年度末アンケート実施 (生徒対象)	第3回いじめ防止 LHR ① 前回実施アンケート結果と感想文 ② LINEは仲間はづれをつくりやすい 第3回「学校生活アンケート」実施 年度末アンケート実施 (生徒対象)	
2月			
3月	いじめ防止総括アンケート集計結果報告		

いじめ防止年間計画（中学）

	中学1年	中学2年	中学3年
4月			
5月	道徳「いじめについて」 担任・生徒による二者面談	担任・生徒の二者面談による情報収集	
6月	第1回「いじめ防止LHR」 第1回「学校生活アンケート」	第1回「いじめ防止LHR」 前年度アンケートと問題点について 第1回「いじめ防止アンケート」	第1回「いじめ防止LHR」 「いじめは知らない」（最上級生として） 第1回「学校生活アンケート」
7月	担任・生徒・保護者三者面談による情報収集		
8月			
9月	担任・生徒による二者懇談		
10月	第2回「いじめ防止LHR」 「LINEワークショップ」 第1回「学校生活アンケート」 集計結果発表	第2回「いじめLHR」 映像視聴「LINEを使ったシミュレーション」 第1回「学校生活アンケート」 集計結果発表	第2回「いじめ防止LHR」 映像視聴「LINEのトラブルを避けるには」 第1回「学校生活アンケート」 集計結果発表
11月			
12月	「いじめ防止」についての研修会アンケート実施（教職員対象）		
1月	第3回「いじめ防止LHR」 第2回「学校生活アンケート」 集計結果報告まとめ 年度末アンケート実施 (生徒対象)	第3回「いじめ防止LHR」 第2回「学校生活アンケート」 年度末アンケート実施（生徒対象）	第3回「いじめ防止LHR」 映像視聴「最後にぜったい忘れないでほしいこと」 年度末アンケート実施 担任・生徒による二者面談
2月			
3月	「いじめ防止総括アンケート」集計結果報告		

9. いじめ防止LHR、アンケート

LHRとアンケートの実施。特に実例を踏まえて、人権尊重の立場よりDVD視聴や講演なども考える。アンケートは過去から現在におけるいじめ経験やいじめに対する考え方等について、全校生徒に実施する。